

平成24年度富田林市納税通知書等送付用封筒広告募集要項

1 趣旨

この要項は、富田林市が作成する納税通知書等を封入するための封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告を募集するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 募集の内容

広告媒体	平成24年度納税通知書等送付用封筒
1 枠の規格	縦6cm × 横8cm
枠数	1 枠
色	単色（黒色）
使用期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
印刷枚数 及び 発送日（予定）	固定資産税 47,000 枚 平成24年5月初旬 市府民税 33,000 枚 平成24年6月初旬 軽自動車税 33,000 枚 平成24年5月初旬 ※ その他、税額変更通知送付等に随時使用することがあります。 ※ 納税義務者数によっては、作成した封筒をすべて使用しない場合があります。
最低申込金額 (消費税及び地方消費税 を含む。)	固定資産税 47,000 円 市府民税 33,000 円 軽自動車税 33,000 円

掲載イメージ（封筒裏面）

＝便利な口座振替のご利用をおすすめします＝

市税は納期限内に完納しましょう（納期限）		広告 広告掲載枠 縦6cm×横8cm
固定資産税	第1期 5月末日 第2期 7月末日 第3期 9月末日 第4期 1月4日	
市府民税	第1期 6月末日 第2期 8月末日 第3期 10月末日 第4期 1月末日	
軽自動車税	全期5月末日	

※ 納期限が休日(土・日)の場合は、その翌日が納期限になります。
 ※ 金融機関等窓口に加え、コンビニでも納付いただけます。

この広告は、富田林市税事務と直接関係ありません。また、また広告主である事業者およびその内容を市が推奨等をするものではありません。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。

235 mm（固定資産税、市府民税）
195 mm（軽自動車税）

120 mm

備考

- 封筒はクラフト紙無地で印刷は 黒 色1色です。
- 広告掲載枠の左上に縦6mm×横8mm程度の枠内に「広告」と標記すること。
- 富田林市が使用する部分に変更される場合があります。
- 裏地に紋模様が入ります。

(1) 掲載できる広告について

- ・広告の掲載基準については、富田林市納税通知書等送付用封筒広告掲載に関する取扱要領に従っていただきます。
- ・広告内容については、富田林市の施策の推進を阻害しないものとしてください。

(2) その他の留意事項

- ・広告掲載料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。広告掲載決定後、完全データにて入稿してください。
（データ形式：Illustrator、文字はアウトライン化）
- ・データの提出期限は、平成24年2月21日（火）とします。
- ・校正は各々2回程度を想定しています。また、校正作業は本市の指定業者と直接行っていただきます。
- ・広告欄下に、「この広告は、富田林市税事務と直接関係ありません。また、広告主である事業者およびその内容を市が推奨等をするものではありません。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。」の文章が入ります。

3 募集期間・応募方法

(1) 応募書類の配布期間及び提出期間

配布期間 平成24年1月31日（火）まで

提出期間 平成24年1月5日（木）から平成24年1月31日（火）まで

（ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで

(2) 配布場所及び提出場所

下記「4 応募先・問い合わせ先」に記載のとおり

※なお、募集要項等は富田林市ホームページからも入手できます。

(<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/>)

(3) 応募方法

郵送又は持参

郵送による場合は、下記「4 応募先・問い合わせ先」に書留で送付してください。

また、平成24年1月31日（火）必着としてください。

(4) 提出書類

申込書【様式第1号（第11条関係）】

(5) 採用者への通知等

採用者には平成24年2月10日（金）に電話連絡を行い、併せて別途通知します。

また、不採用者には、別途通知します。

※ 広告主の決定は、税目に順番を付け（1番「固定資産税等・都市計画税」、2番「市民税・府民税」、3番「軽自動車税」）その順に決定を行い、先の税目で広告主として決定したものは、それ以下の順の税目での申し込みは無効とします。ただし、その税目で他に申込者がいないときはその者に決定します。また、3番「軽自動車税」において、既に1番「固定資産税等・都市計画税」、2番「市民税・府民税」の税目に広告主として決定したことにより申込無効となった2者のみの応募のときは、その2者のうち申込価格が高い者を広告主として決定します。

4 応募先・問い合わせ先

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市総務部課税課総務係

電話 0721-25-1000（内線110）

FAX 0721-20-2012